

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史まちづくり法では、歴史的風致形成建造物の所有者に対して、保全に支障がないよう適切に管理すること、また、増改築等を行う際には事前の届出が義務付けられ、届出に係る行為が当該建造物の保全に支障をきたすものである場合は、設計の変更などを市町村長が勧告できる規定となっていることから、歴史的風致形成建造物に対して許容される増改築等の行為を管理の指針として整理する。

1 県、市指定文化財

長野県及び松本市の文化財保護条例による指定文化財は、建造物の外部及び内部ともに現状保存を基本としている。このため、これらの建造物を維持、保存するための修理については、破損状況に応じた保存修理を基本とする。また、増築等については、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き、原則行わないものとする。

2 登録有形文化財、景観重要建造物、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして認められるもの

これらの建造物は、建造物全体に文化財的価値が認められるものであっても、生活や生業に用いられる建造物であることから、外観の維持及び保存を基本とする。これらの外観保存を基本とする建造物の改築等については、保存、活用のために必要な部分的な改修や復元を認め、内部については居住者の快適な住環境の維持や一般公開に伴う改装、更には当該建造物が存在する地域において、歴史的風致を維持及び向上していく観点からの用途変更については改装を認めるものとする。

道路等の公共空間から望見できる範囲における行為はできる限り行わないこととする。また、増築が必要な場合は道路から望見できない部分で行うことを基本とする。

文化財保護法における登録文化財については、現状の通常望見できる外観を損なう範囲が、当該外観の4分の1以下である場合は、維持措置の範囲とされていることから、通常望見できる範囲の4分の1以内の改修は認めるものとする。

3 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為は、以下の場合とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録文化財について同法第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2) 長野県文化財保護条例第4条第1項に基づく長野県宝について同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合

- (3) 松本市文化財保護条例第3条第1号に基づく松本市重要文化財について同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第15条に基づく修理の届出を行った場合
- (4) 景観法第19条に基づく景観重要建造物について同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合